

## 長岡西陵スポーツクラブ 会則

(名称)

### 第1条

本会は、長岡西陵スポーツクラブ（以下、「本クラブ」という。）と称する。

(目的)

### 第2条

本クラブは、自らの個性と情熱を生かし、しなやかに社会で活躍する人材の輩出を目的とする。

(事業)

### 第3条

本クラブは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツ及び学習活動を通じた人材育成に関する事業
- (2) スポーツの普及に関する事業
- (3) 指導者の資質向上に関する事業
- (4) スポーツ環境の整備に関する事業
- (5) 健康の保持増進に関する事業
- (6) 各種イベントの開催に関する事業
- (7) その他、本クラブの目的達成に寄与する事業

(会員制)

### 第4条

- 1 本クラブは、会員制とする。
- 2 本クラブに入会しようとするときは、所定の方法により入会申込を行い、本クラブが承諾したときに、本クラブとの契約が成立し、本クラブの会員となる。また、利用開始日は別に定める。
- 3 未成年者が入会するときは、保護者が入会等の手続きを行うこととし、この場合、保護者は本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負う。
- 4 会員が休会しようとするときは、所定の方法により休会したい旨を本クラブに申し出ること、申し出た日の属する月の翌月初日から休会することが出来る。
- 5 休会継続期間の上限は3か月間とする。ただし、本クラブが認める場合はその限りでない。
- 6 会員は、自己都合により退会するときは、所定の方法により退会したい旨を

本クラブへ申し出ることにより、当月の末日（以下、「退会日」という。）をもって退会できるものとする。

（諸費用）

#### 第5条

- 1 会員種別ごとの月会費を含む諸費用（以下、「諸費用」という。）は、別に定める。
- 2 会員は、別に定める諸費用納入期日までに、本クラブが指定する方法により諸費用を支払う義務を負う。
- 3 一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは本クラブが認める理由がある場合を除き、返還しない。
- 4 利用開始日が属する月の月会費は、利用開始日以降の利用可能回数（会員の都合により利用できない回を含む。以下同じ。）をもとに、必要に応じて減免する。
- 5 会員は、利用開始日が属する月以降の月会費を、会員の本クラブ利用回数に関わらず支払わなければならない。
- 6 会員は、休会中にかかる月会費は、支払う義務を負わない。
- 7 会員は、退会日までの諸費用を支払う義務を負う。
- 8 本クラブの都合により、別に定める年間標準利用可能回数を確保出来なかった場合は、実際の利用可能回数をもとに、月会費の一部を返還する。年間標準利用可能回数は各年度4月1日から3月31日を期間として設定する。なお、月会費の一部の返還を受けられるのは、各年度4月1日から3月31日まで継続して会員としての地位を有した者であって、同期間中、休会を行わなかった者のみとする。当返還金は、諸経費と相殺することができる。
- 9 その他の諸経費減免制度は、別に定める。

（自動退会）

#### 第6条

会員が、前条第2項に定める諸費用の支払いを連続して3か月間滞納した場合、当クラブは、当該会員を退会扱いとすることができる。なお、これにより諸費用の支払義務が免除されるものではない。

（諸規則の遵守）

#### 第7条

会員は、本クラブの利用にあたり、本会則その他本クラブの定める諸規則を遵守し、本クラブのスタッフ（以下、「スタッフ」という。）の指示に従うものとする。

る。

(禁止事項)

第 8 条

会員は、他の会員およびスタッフに対し、損害や不利益を与える行為を行ってはならない。

(損害賠償責任免責)

第 9 条

- 1 会員が本クラブの利用中、会員および保護者が受けた損害に対して、本クラブは、故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負わない。
- 2 会員同士の間で生じた係争やトラブルに対し、本クラブは、故意または過失がある場合を除き、これを解決する責を負わない。

(会員の私物に関する責任)

第 10 条

会員は、本クラブの利用にあたり持参した私物について、自己の責任により管理するものとし、本クラブは、故意または過失がある場合を除き、会員が持参した私物の滅失または毀損について賠償する責任を負わない。ただし、スタッフの指示により預かっていた私物に関しては、この限りでない。

(会員の損害賠償責任)

第 11 条

会員が、会員の責に帰すべき事由により、本クラブまたは他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとする。

(会則の改正)

第 12 条

本クラブは、1 か月前までに会員に通知することにより、本会則を改正することができ、改正した本会則等の効力は、全会員に及ぶものとする。本会則における会員への告知方法は、当クラブ公式 Web サイトに掲載する方法とする。